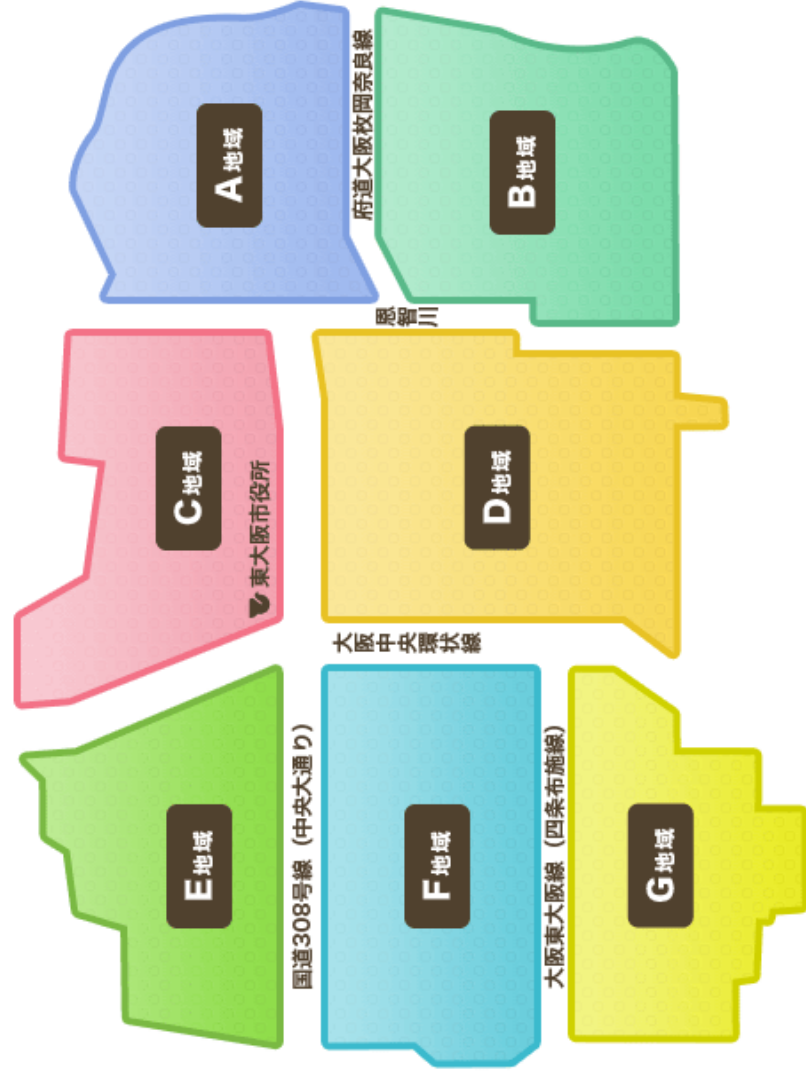
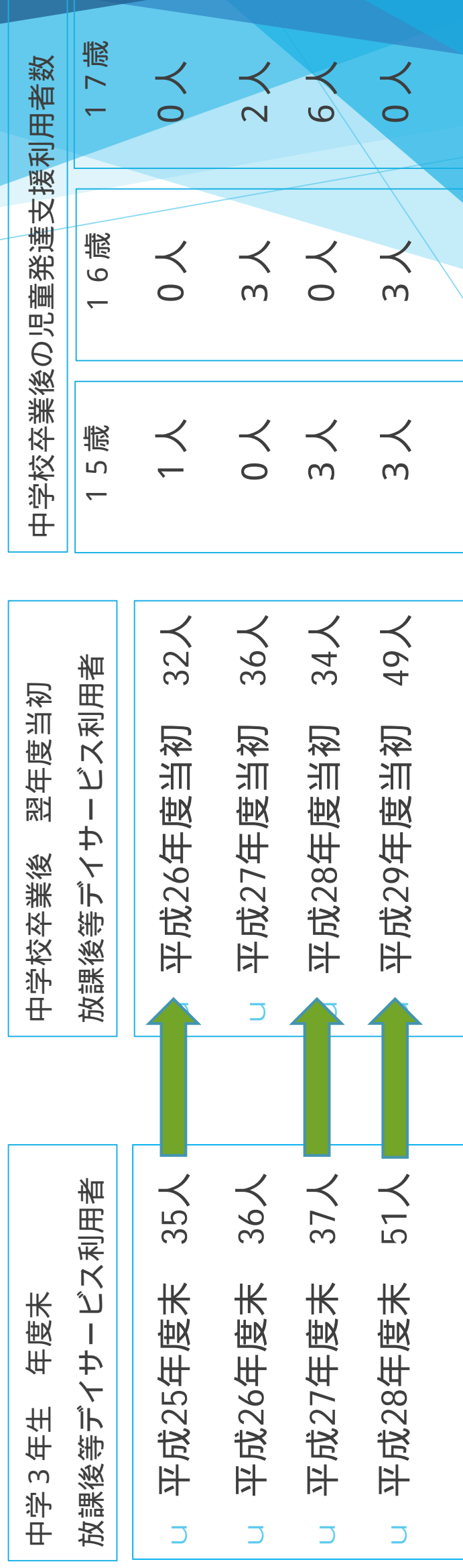


東大阪市内の放課後等デイサービス 及び児童発達支援の状況



	放課後等デイサービス	児童発達支援
A地区	6施設	3施設
B地区	15施設	15施設 (うち、未就学児専用1施設)
C地区	6施設	6施設
D地区	14施設	13施設 (うち、未就学児専用3施設)
E地区	7施設	13施設
F地区	11施設	7施設 (うち、未就学児専用1施設)
G地区	7施設	5施設

中学校卒業後の 放課後等デイサービスの利用現状



障害児が通う専修学校とは

東大阪市の障害児が多く通う専修学校では、自立して生きていくために役立つ実践的な知識や技術の習得を中心とした学習に力を入れた総合学科に通う児童が多く、障害児に必要なカリキュラムが用意されている。

話す・書くなどのコミュニケーション方法を学ぶ「表現・マナー」

折り紙や壁面絵画、ビーズの色分けなどの軽作業を行い作業性を身につけることを目的とした「作業実習」

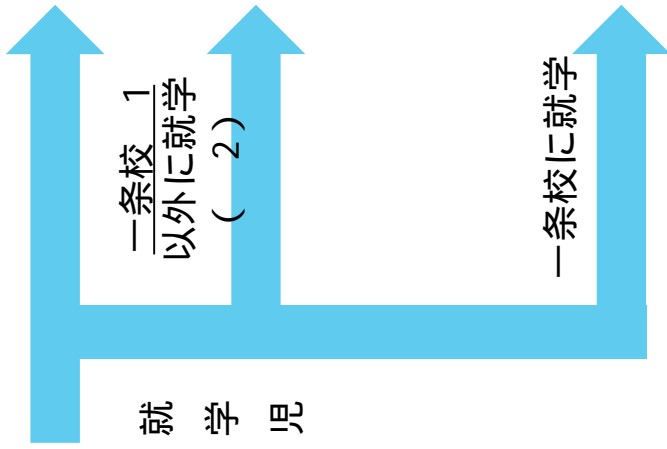
調理道具の名称や包丁の使い方、食器の洗い方などを学び、自立した生活に向けた「調理実習」

お金の数え方、金額の合計などの学習や電卓の正しい使い方を学ぶ「商業」

支障事例（総論）



未就学児



就学児

1 一条校以外に就学
(2)

一条校に就学

1 学校教育法第一条に規定する学校のこと

学校教育法第一条
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

児童発達支援

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。主に就学前の児童を対象としており、児童福祉法の適用を受け、18歳まで利用可能。

放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定する学校に通学する障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行う。高等学校等の卒業まで利用可能。

(2) 一条校以外に就学する児童が利用する場合の課題

中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、専修学校に進学した児童は、継続して同じサービス事業所を利用することができない。

児童発達支援のみ指定を受けている事業所は就学前の児童のみが利用しており、児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の指定を受けている事業所でなければ中学校卒業後の児童は通いにくい。

進学により日中の活動の環境が大きく変わった上で、放課後の療育施設まで変更されることは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットすることになり当該障害児に大きい精神的負担を与えてしまう。

放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで利用できないのに対し、児童発達支援は年齢による特例がないため、児童福祉法の適用を受ける18歳までしか利用ができず、在学中に利用が打ち切られる。

支障事例（具体例）

18歳になる児童の保護者から、希望の放課後等デイサービスが見つかったので利用したいと相談があったが、この児童は専修学校に通っていたため、利用ができなかった。その事業所をあきらめ、児童発達支援の指定を受けている事業所を探して改めて利用申請の相談があったが、本児童の誕生日が5月であり、18歳になってしまったため、利用することができなかった。

放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。高校3年生になり、誕生日が6月のため、児童発達支援の利用は今年6月末で終了となる。この児童は、発達障害があり、継続して療育を受けたいと希望している。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響が心配される。

提案

現在、学校教育法第1条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けられることができるが、学校教育法第124条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けられることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

法改正による効果

児童福祉法に規定された放課後等デイサービスの利用対象者を拡大することで**障害がある児童が等しく療育を受けられることができる。**

児童福祉法の改正により専修学校に通う児童が放課後等デイサービスを利用できれば、**切れ目のない公平・公正な安定的サービスを提供することができるようになる。**また、希望する進学先を障害の無い児童と同じように自由に選択できるようになり、住民の利便性が向上する。